

## ■財産形成定額郵便貯金規定を廃止する規定

財産形成定額郵便貯金規定は、廃止します。

附 則

（実施期日）

- 1 この規定は、平成29年9月30日から実施します。

（経過措置）

- 2 この規定の実施より前に廃止前の財産形成定額郵便貯金規定（以下この条において「廃止前規定」といいます。）第6条（10年経過前の払戻し）に基づき財産形成定額郵便貯金の払戻しの請求をした場合（同規定第10条により証書払の請求があったものとして取り扱われる場合を含みます。）において、この規定の実施の際、現に払い渡されていない貯金又は利子があるときは、当該貯金又は利子については、廃止前規定は、なおその効力を有するものとします。